

介護福祉士等修学資金貸付事業の概要・留意点

1. 概要

- (1) 青森県社会福祉協議会が、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設（以下、「介護福祉士養成施設等」という。）に在学期間中の修学資金の貸付を行う事業です。
- (2) この事業では、介護福祉士養成施設等を卒業後、青森県内で介護又は相談援助の業務に5年間（過疎地域に勤務の場合は3年）従事した場合には、借入金の返還が金額免除となります。

2. 貸付対象者

介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、青森県内の施設等で介護又は相談援助の業務に従事する意思のある方

3. 貸付内容

	貸付内容等	
	一般枠	生活費加算枠
対象者	優秀な学生であって、家庭の経済状況から真に貸付が必要な者	優秀な学生であって、家庭の経済状況が生活保護受給世帯の者又はこれに準ずる者
学 費	月額5万円以内	月額5万円以内
入学準備金	20万円以内（入学時の初回のみ）	20万円以内（同左）
就職準備金	20万円以内（最終回のみ）	20万円以内（同左）
国家試験受験対策費用	4万円以内（卒業年度のみ）	4万円以内（同左）
生活費加算	—	介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第5条に係る（別表）参照

(注) 1. 1年間の専門課程に在学する場合は、入学準備金又は就職準備金のいずれかを加算

(注) 2. 通信課程で修学する場合は真に必要な額となります。

(注) 3. 教育訓練給付制度や高等職業訓練給付金等の国庫補助事業、本資金と同種の用途である貸付金や給付金を利用している人は貸付対象になりません。

4. 貸付決定方法

青森県社会福祉協議会において審査を行い、貸付の可否を決定

5. 返還免除要件（以下の全ての条件に該当することが必要）

- (1) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録

- (2) 青森県内において、介護福祉士又は社会福祉士として介護等の業務若しくは相談援助の業務等に5年間（過疎地域に勤務の場合は3年）継続して従事

6. 連帯保証人

貸付けを受けようとする場合は、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。

貸付申込者が未成年である場合の連帯保証人は貸付申込者の法定代理人となります。

連帯保証人は、貸付申込者と連帯して債務を負担するものとし、生活保護受給世帯、またはこれに準ずる経済状況にあると認める世帯のものが連帯保証人になる場合は、これ以外の者を別に連帯保証人として立てなければならないものとします。上記によらない場合は御相談ください。

7. 生活保護受給、またはこれに準ずる経済状況にある世帯に属する者の生活費加算について

(1) 制度の目的

生活保護受給、またはこれに準ずる経済状況にある世帯の子どもが高校卒業後に介護福祉士養成施設等への進学を希望する場合に、通常の貸付内容に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することにより、生活の安定に資する資格の取得を支援しようとするものです。

(2) 貸付対象者（以下の全ての条件に該当する方が対象となります。）

① 介護福祉士等修学資金の学費を借り受けている者

② 貸付申請時に生活保護を受けている、あるいはこれに準ずる経済状況にある世帯の世帯員

（ただし、介護福祉士養成施設等への進学後は生活保護の適用がないことが前提です。）

(3) 貸付申込方法

① 貸付の申込は、基本的に一般の貸付申請と同時に行います。申込後は、本会において審査を行い、貸付の可否を決定します。

② 貸付審査での可否を決定するため、担当の福祉事務所から意見を伺います。

(4) その他の留意事項

① 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。この制度を活用する場合は、あらかじめ担当の福祉事務所のケースワーカーに相談する必要があります。